



平成 24 年 5 月 22 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号  
株式会社 ソフトクリエイト  
代表取締役社長 林 宗 治  
(コード番号：3371 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員 経営管理部長 佐藤 淳  
電 話 番 号 03-3486-0606 (代表)  
(URL <http://www.softcreate.co.jp>)

## (訂正) 純粋持株会社体制への移行に伴う会社分割並びに 定款変更 (商号及び事業目的の変更) に関するお知らせ

平成 24 年 5 月 21 日に発表した標記開示資料について、下記のとおり訂正がありましたのでお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

### 【訂正箇所 1】

(訂正前)

#### Ⅱ. 定款の変更

##### 1. 定款変更の目的

平成 24 年 10 月 1 日 (予定) に純粋持株会社体制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものです (現行定款第 1 条及び第 2 条)。また、純粋持株会社体制への移行に合わせ、経営管理機能の一層の強化を図るため、新たに取締役副社長を選定できる旨の規定を設けるものであります (現行定款第 22 条)。

(訂正後)

#### Ⅱ. 定款の変更

##### 1. 定款変更の目的

平成 24 年 10 月 1 日 (予定) に純粋持株会社体制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものです (現行定款第 1 条及び第 2 条)。また、純粋持株会社体制への移行に合わせ、経営の効率化を図るため、現行定款第 22 条第 3 項を削除するものであります。

【訂正箇所 2】

(別紙) 定款変更の内容

(訂正前)

| 現 行 定 款  |                                                              | 変 更 案    |                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| (代表取締役等) |                                                              | (代表取締役等) |                                                                              |
| 第 22 条   | 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。                            | 第 22 条   | (現行どおり)                                                                      |
| 2.       | 代表取締役は、各自当会社を代表する。                                           | 2.       | (現行どおり)                                                                      |
| 3.       | 取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 | 3.       | 取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、 <u>取締役副社長</u> 、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 |

(訂正後)

| 現 行 定 款           |                                                                     | 変 更 案   |             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| (代表取締役 <u>等</u> ) |                                                                     | (代表取締役) |             |
| 第 22 条            | 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。                                   | 第 22 条  | (現行どおり)     |
| 2.                | 代表取締役は、各自当会社を代表する。                                                  | 2.      | (現行どおり)     |
| <u>3.</u>         | <u>取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> |         | <u>(削除)</u> |

以上